

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kagoshima.jp/ac03/kurashi-kankyo/mynumber/renkeitodokede.html

執行機関名 鹿児島県知事

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	鹿児島県営住宅条例(平成4年鹿児島県条例第43号)による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年鹿児島県条例第55号)別表第1 第1の項第4号 鹿児島県営住宅条例(平成4年鹿児島県条例第43号)による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	鹿児島県営住宅条例(平成4年鹿児島県条例第143号)第1条, 第2条第1号, 第2条第2号, 第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、<u>県営住宅及び共同施設の設置及び管理</u>について、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)並びにこれらに基づく命令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、<u>低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設</u>で、法の規定による国の補助に係るもの<u>並びに旧特定公共賃貸住宅</u>をいう。</p> <p>(2) 旧特定公共賃貸住宅 鹿児島県特定公共賃貸住宅条例(平成八年鹿児島県条例第五十五号)第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、<u>低額所得者に賃貸するためのもの</u>をいう。</p> <p>第三条 県は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために、県営住宅(共同施設を含む。以下この条から第3条の6までにおいて同じ。)を設置する。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>鹿児島県営住宅条例(平成4年条例第43号) 鹿児島県営住宅条例施行規則(平成4年規則第25号)</p>